

東京都総合環境アセスメント試行審査会
(第10回)

平成13年7月4日(水)
都庁第一本庁舎33階 N6会議室

午前 10 時 00 分開会

小島課長 それでは、事務局の方からご報告申し上げます。

本日、ご出席予定の永井委員がまだお見えでございませんけれども、定刻でございますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、傍聴の申出がございまして、現在のところ、7人の方の傍聴の申出がございまして。

清水会長 特に何か傍聴についての差し支えのようなことがございましてでしょうか。

小島課長 特にないと思います。

清水会長 それでは、まず新しい環境局長のご挨拶をどうぞ。

赤星局長 本日は、清水会長はじめ委員の皆様方には、お忙しいところ、また暑い中、本試行審査会にご参加いただきまして、まことにありがとうございます。

私、この7月1日付で環境局長に就任いたしました赤星でございます。前任の中野局長同様、よろしくお願い申し上げます。

今、東京都では、都市の魅力や活力を向上させるため、首都圏の再生に全力を挙げて取り組んでいるところでございます。地球温暖化対策、ディーゼル車対策をはじめとした環境問題への取り組みは、首都圏再生の観点からも最重要課題の一つであり、今後、一層の施策の強化が必要であると考えております。

私は、総合環境アセスメント制度の早期本格実施をはじめ、東京の環境の改善に全力で取り組んでいく決意でございます。今後とも皆様方のご指導、ご協力をいただけますようよろしくお願い申し上げます。簡単でございますが挨拶とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

清水会長 それでは、傍聴人の入場をお願いします。

(傍聴人入室)

清水会長 それでは、大変お待たせいたしました。ただいまから第10回東京都総合環境アセスメント試行審査会を開催いたします。

委員の皆様方、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

本日は、会議次第にございますように、「東京都総合環境アセスメント制度の本格実施に向けての基本的事項に関する意見」について審議を行うことといたします。

本審査会におきましては、環境局長より諮問第2号として諮問を受けております「試行の結果を踏まえた制度の調整」について、その検討を進めているところであります。今回は、本制度の早期実施を促すという考えから、「制度の本格実施に向けての基本的事項」について意見を出すということで、第2分科会において、この中間的な意見の内容がまとまっております。この第2分科会でまとめられた「意見の案」につきまして本日審議していただき、当審査会意見として環境局長にお渡ししたいと考えております。これまでの検討・審議は、私の隣にいらっしゃる磯部委員を座長とする第2分科会におきましてご検討いただきてきました。それでは、磯部委員から、「意見の案」の内容についてご報告をいただくことにいたします。第2分科会座長の磯部先生、よろしくお願いいたします。

磯部第2分科会座長 それでは、お手元の資料、「東京都総合環境アセスメント制度の本格実施に向けての基本的事項に関する意見(案)」につきましてご説明を申し上げたいと思います。詳細は後ほど事務局からご説明いただくことといたしまして、ざっと検討の状況について私からご報告申し上げます。

試行として実施されました都市計画道路、いわゆる「放5・三鷹3・2・2号線」に係る環境配慮書につきましては、本年3月30日に本審査会から答申したところでございますが、現在は、この試行による結果等を踏まえまして、「等」と申しますのは、そのほかに広域計画に関しましては別途ケーススタディを行ったところですが、そういう結果等も踏まえまして、第2分科会におきまして、諮問の第2

号である「試行の結果を踏まえた制度の調整」、要するに、試行を行ったうえで、本格実施に踏み切るに当たって、現行制度に関していろいろ調整を要する点、修正を要する点について具体的に検討をする、これが第2分科会に与えられた課題であったわけでございます。

本日ご検討いただきます「意見の案」は、諮問第2号「試行を踏まえた制度の調整」に全面的に答案を書いたというようなものではございませんで、一部につきまして早い段階で提出するという性質のものでございます。それは、総合アセス制度をなるべく早く、具体的に言いますと、来年度からでも本格実施をしていただきたいと考えているわけですが、そのためには、行政実務的には、今の段階から準備にかかる必要があるわけですので、本格実施を行うという最終答申を出すためにも、早い段階で制度の骨格部分については大体こういう考え方でやってほしいということをあらかじめ示しておく必要があると、そういう判断でございます。そういう意味で、総合アセス制度の早期実施に資するため、制度の骨格部分に当たる「制度の基本的な考え方」、あるいは「基本的事項」に關しまして、とりわけ、どういう計画を対象とするのかということところがポイントでございますけれども、これまで本審査会、あるいは分科会において審議・検討いたしました内容をまとめて、今の段階で「意見」として提出しようというものでございます。いずれ9月に最終答申、全体像に係る答案を書くことになるわけでございますけれども、その前の段階で、一部切り出して「意見」として提出しようという趣旨のものであることをご理解いただきたいと存じます。

それでは、この資料につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

小島課長 それでは、事務局の方からご説明をさせていただきます。お手元に資料といたしまして、上に大きく「案」と書いてございますけれども、「東京都総合環境アセスメント制度の本格実施に向けての基本的事項に関する意見」でございます。読み上げさせていただきますけれども、これをもってご説明とさせていただきます。

《 意見（案）朗読 》

〔略〕

小島課長 それと、先ほど別表ということで「対象とする計画の種類及び規模」がございました。これにつきましては、その後ろに付いてございますが、左側に「計画の種類」、それから表頭が「第1種計画」、「第2種計画」というふうになっております。

「都市基盤整備」として、道路の新設又は改築、終末処理場の設置又は変更。「運輸施設」として、飛行場の設置又は変更、鉄道・軌道又はモノレールの建設又は改良。「市街地開発事業」といたしまして、土地区画整理事業、市街地再開発事業。「住宅団地」、住宅団地の新設。「卸売市場」、卸売市場の設置又は変更。「廃棄物処理施設」、最終処分場の設置又は変更。「土地の改変」、埋め立て・干拓、土地造成。「広域開発計画等」、これについては個別計画では広域開発計画等です。

第1種計画が、ここにありますように、例えば道路であると4車線3km以上。第2種計画といたしまして、新設又は新規の場合には4車線1km以上3km未満。変更として、改築の場合は第1種事業と同様規模の改築ということで、先ほどこの中にございます第1種計画、これは条例ですと4車線1km以上というのが条例規模でございますけれども、これの2倍から3倍の規模というふうにございましたが、この場合は3倍ということで、4車線3km以上を第1種計画として定めようとするものでご

ざいます。第2種計画につきましては、第1種計画の規模未満のものということで、1km以上3km未満ということで第2種計画になっております。それと、変更につきましては、第1種計画の規模のもので変更ということで、以下、各事業の種類ごとに、同じような考え方に基づき規模が設定をされています。

説明は以上でございます。

清水会長 どうもありがとうございました。ただいま説明をお聞きいただいたわけでありませけれども、今のことにつきまして審議を行いたいと思いますので、どうぞご意見、あるいはご質問等がおありの方は、適宜お手を挙げて発言をお願いいたします。

磯部第2分科会座長 では、私から再度補足をさせていただきますけれども、若干繰り返しますが、今回は全体の一部、しかし、一番基本的な事項だけを切り出して「意見」として提出しているというものでありまして、今の「意見」の3ページ目の最後に「今後の検討事項」と書いてある問題点リスト、これが主要な残された課題として今後、至急検討を継続していくつもりであります。したがって、今回は本体としては、そもそも本格実施をどうやるのかという基本的なところと、その場合、対象とする計画をどういうふうにするのかという問題に限って意見を出しているということでございます。

それで、2ページ目の最初の2「制度を構成する諸規程」、ここはズラズラと規程が書いてあって読みにくいのですが、1行目の「環境局長」は「環境保全局長」です。環境保全局時代のものなので、そこは訂正させていただきます。

それから、分科会等で、これは会長・副会長も毎回参加していただいたのですが、ちょっと議論としてご紹介しておきたいのは、第2のところの1の(1)で、要するに対象とする計画をどう考えるのか。試行の段階では、かなり限定的にといいたいまいしょうか、東京都が策定し、かつ実施する計画についてやるということにしていたわけですが、本格実施に当たって、その拡大を、民間事業者等の事業も含めて対象にするというような意味で、そういう次元での拡大とか、あるいは時間軸といいたいまいしょうか、もっと上位の計画、マスタープランという段階での計画にまで拡大すべきではないかというような様々なご意見があり、相当議論をしたわけですが。本来的な総合アセスメント、あるいは戦略アセスメントというのは、そういう性質のものではないかという考え方ももちろん魅力があるのですが、しかし同時に、そういうふうに対象を拡大することによって、逆に要求できる内容の中身の濃さといいたいまいしょうか、それがかえって薄くなるを得ない。例えば、民間事業者にこれこれをしてくださいというようなことを義務づけたら、今の状況では内容を相当精選せざるを得ない、あるいは縮減せざるを得ないというような一種の二律背反があるわけですので、「・・・考え方もあるが、本制度の確実な定着及び責任ある実施を図るため」には、当面、やはり東京都がやる計画というものを対象としていくことが適当であろうという結論を導いております。しかし、今後も検討はしていくつもりでありますけれども、そういうまとめ方をしたということをちょっと補足的にご説明申し上げておきたいと思っております。

その後、第2の2「制度の適用について」の部分は、「適用免除」という言葉を使っておりますので、ここでちょっと補足するならば、ある種の計画は、今回の場合、第2種計画というカテゴリー分けをしておりますけれども、それについては、この制度を適用するかどうかは個別判断していくということになります。

あるいは、3ページ目になりますが、ある広域開発計画地域内において部分的な個別事業計画があるというような場合、あらかじめ広域についてやっていた場合に、さらに加えて、その内部の個別計画を一つ一つやるのは手続の重複になるであろうというようなことです。そういう現実的に考えてみて手続が重複しているような部分に関しては、軽減を図ること自体は合理的だろうと思っておりますけれども、それを「適用除外」という言葉遣いで呼ぶと、何か後退した印象にもなってしまうかもしれないというようなことも考慮いたしまして、「免除」という言葉をあえて使っていますが、つまり制度としては適用になっているけれども、その中身について一部合理的な負担を軽減すると

いう意味での免除を行うという意味で、用語法としては例が少ないかもしれませんが、「適用免除」という表現を使ってみたということも申し添えておきます。

とりあえず、以上でございます。

清水会長 ありがとうございます。それでは、以上のことを踏まえまして、ひとつご審議をお願いしたいと思います。どうぞ。

花房委員 2点ほどあるのですけれども、1点目は「はじめに」のところ。真ん中の広域開発計画についてということですが、当初、予定した開発計画に対する試行の実施が困難になったということはわかっておりますが、3種類のケーススタディを実施して、実際に応用できる知見を得ているというところですが、それも試行審査会の中で、当初、広域開発計画と個別開発計画について、それぞれ試行を行った後というふうなことが一番最初にあったと思ったんです。しかも、総合環境アセスメント制度というのは、より広域開発計画について配慮するときに、環境影響を配慮するという点に合致しているのではないかとということで話が進んでいまして私は思っています。ですから、3種類のケーススタディを実施して、実際に応用できる知見を得ているというところについては、それでよろしいのかという確認がまず1点です。

第2点目は、今日は対象計画についてのお話があるということですが、第1種計画と第2種計画の分けるところで、第1種計画を条例アセスの二、三倍ということでお切りになっているのですが、その根拠をちょっと教えていただきたいと思います。その2点です。

清水会長 それでは、事務局の方からご説明をお願いします。

小島課長 それでは、まず1番目のケーススタディで広域開発計画の試行は大丈夫なのかということですが、今お話にございましたように、総合アセスメント制度は広域開発計画に対応するというのも制度の基本的な考え方でございますので、その部分は主要部分ですが、試行そのものは、あきる台の開発計画を予定していたわけですが、その試行が困難になったという中で、では、それに代わるものとして何か方法がないかということで、3種類と書いてありますけれども、都心地域、近郊地域、それから自然の豊かな郊外地域ということで、3地域について予測評価を行って、これの具体的な内容については、概略ですけれども、第2分科会の方でご説明をさせていただいておまして、概ねご了解いただけたのかなというふうに考えております。

そこで行ったのは、広域開発において、土地の利用とか、その辺が決まってくると、かなりのいろいろな環境影響の予測評価が可能であるということで、これについては、そういうケーススタディをもってある程度評価が可能であるという点。それと、手続的なものについては、放射5号線における手続をいろいろ活用して、広域開発計画についてもできるのではないかと。このような考え方で、先送りするのではなくて、本格実施としては対象に加えた方が適切ではないかということを経験第2分科会の方で検討いただいたというふうに考えております。

それと、2番目の、第1種計画がなぜ第2種計画の大体2倍から3倍の規模なのかということですが、これは条例アセスの事業規模を持つものについては、基本的には総合アセスの対象にしていきましようというのが基本の考え方ですが、第1種計画というのはその2倍から3倍程度、これはちょっと曖昧だというご意見があるかもしれませんが、より大規模なものですから、これにつきましては、必ずやっただきましようということですが、そもそも条例の規模が著しい環境影響が想定される、こういった対象に対して条例アセスメントをかけていきましようということですので、その2倍から3倍であれば規模的には相当なものですので、基本的に必ず制度の対象としましようという形で決めたということです。では、これがなぜ5倍ではないのかとか、10倍ではないのかというのがあるかもしれませんが、余り大きくしてしまうと現実的に当てはまる例が少なくなってしまうと思いますので、そんなことも勘案して2倍から3倍というふうに考えているということです。

清水会長 いかがですか。

花房委員 対象計画については、できれば環境局としては、総合環境アセスメントにかけるように

できるだけやっていきたいということですね。また、本格実施を14年度からやりたいということがあると思うので、それについては私も賛成ですし、できるだけそういうふうにしていただきたいというふうに思います。というのは、逆に言ってしまうと、総合環境アセスメントにかけにくいのかなど。だから、できればちゃんと広域計画についても、条例アセス対象を二、三倍ということで、私もよくわからないのですけれども、そちらの方がまずありきなのかなという気がちょっとしました。

小島課長 ちょっと説明が足りなかったのかもしれませんが、今、第2種の条例規模に達しているものについては、これも基本的には総合アセスの適用対象として考えていきたいと思いますということですが、規模がそれほど大きいというものではないので、その案件ごとに総合アセスにかけられる内容を持った複数の案が立てられるのかどうかを具体的に見て、そして適用していきたいと思います。

磯部第2分科会座長 2つ目のご質問の方は、先ほど事務局がお答えしたとおりですけれども、第1種、第2種に分けるということは、総合アセスの対象、適用の範囲を小さくするという趣旨ではなくて、小さいものまでちゃんと拾って行って協議するという原則をまず立てているわけで、しかし、確実にちゃんと実施してもらうためには、いろいろなケースが出てくるだろうから、とりわけ小さい規模ほど代替案の余地がないとか、そういうものが出てくる。そういうものについて、実質的にきちんとした、バランスのいい成果を獲得するためには、いろいろな仕掛けを用意しておいた方がいいだろう、そういう発想です。あきらめてしまったのではなくて、がんばったつもりです。

亀山委員 今のことに関連してですが、この3種類のケーススタディは、放5の方はかなりオープンにやられていたから都民が一般に知るところですが、こちらの方はほとんど分科会の方でやられたので余り知られていないので、何らかの形でこれも公表される方が、つまり、そういうことを経た後にこうきているんだということがわかるものですから、手続的にはそういうふうにされた方がいいのではないかと思います。

町部長 今、おっしゃっていただいたとおり、なるべく早い機会をつくりまして、その場で3種類のケーススタディの内容について、第2分科会に属していらっしやらなかった方も含めて、ご報告をさせていただきます。

清水会長 そういうことでよろしいかと思いますが、それに関連して、私自身もちょっと気になるのですが、今日のペーパーでは「諸規程はこのままでいいが」ということがまず書いてあるけれども、しかし、ここの文章は「なお、規程の詳細については、引き続き検討する。」という1行もくっついているわけですね。この文章は、わかったような、わからないようなところがあるけれども、「試行の結果、制度の構造的変革を必要とするような大きな問題点は見られなかった。なお、規程の詳細については、引き続き検討する」とあるわけですから、とにかく、ないわけではない、何かありそうだということで、それで、今、たまたま花房委員からご質問があったような、例えば広域開発計画についての3種類というものは、一種のシミュレーションをやった結果で問題がないということがわかったということが入っているけれども、それをいろいろやってみないと、手続に関係が出てくるかどうかわからないですね。そういうこともあるから、これからケースの説明は受けるわけですが、それを聞いたところで、手続全体にまた逆上って、さらにこういうところはこうした方がいいのではないかというような議論があるならば、どうぞそれをしていただいたらいいのではないかというふうに思いますが、そういう理解でよろしいでしょうか。

磯部第2分科会座長 そのとおりです。まさに構造的変革を必要とするようだという事ですから、周辺の、応用的、さまざまな技術的な修正はあり得べしと考えています。そういう書き分けのつもりですが、日本語表現として適当でない部分があるかもしれません。

清水会長 ここは、この表現でいいんじゃないかと思います。

磯部第2分科会座長 よろしいですか。趣旨はそういうことでございます。

清水会長 わかりました。

それからもう一つ、念のための質問を私からするのも変ですけれども、1種と2種というふうなこ

とになってきて、2種というのは1種より小さいわけですから、今、条例である事業アセスのような規模のものも2種の中には入っているわけですね。入っているけれども、その実態に応じて判断するというのがこの趣旨ですね。それは、そういう理解でよろしいわけですね。

それで、用語について先ほど「免除」か「適用除外」という言葉にするかという部長からのご発言もありましたが、そこについては、皆さんの方で何かご意見ございますか。用語の問題ですね。一般的な部外者から見て、どういう用語がいいか、どちらがいいか。

磯部第2分科会座長 普通使われる言葉は「適用除外」だろうと思うのですが、要するに、除外にも、一般的にスッポリ抜ける除外と、一般的にはかぶっているけれども、個別判断で抜くというのと両方あって、今回の場合は後者であろうと。そのニュアンスを出したいということで「免除」という言葉を使いました。つまり個別判断して抜くのであって、規模が小さいからスッポリ抜けるということはしませんよと。そこに力点があるというふうにご理解いただけたらと思います。

清水会長 ほかに何かご意見、ご質問がございましたらどうぞ。

亀山委員 今に関係してですが、2の「制度の適用について」の適用免除のイの部分ですが、最後の行に「本審査会の意見を聴くことが適切と考える」というのですが、本審査会は試行審査会ですから終わってしまっているのではないかと思うのですが、これは新たに審査会を設けて審査をするというような考え方でいるわけですね。

磯部第2分科会座長 そうです。本格審査ということです。この書き方はちょっと工夫しましょう。

清水会長 それは、この紙では、とりあえず今存在しているから指しているということでしょうから、最終的な段階で将来のことを指すとすれば、その任に当たるのはこの審査会ではないですね。そういうことでしょうか、そこは言葉をちゃんと……。

磯部第2分科会座長 本格実施段階においてはこういう審査会をつくるべきだ、というようなことも恐らく最終答申には入るんでしょうね。

清水会長 もしこのような機能を入れようと思ったら、そのために担う審査会がどこかに生まれなければならないということにはなるでしょうね。そういうことを外の機関とか、そういうものに諮って個別に判断していく、そういうシステムとしてここは構想されているわけですが、そういうものがよろしいわけですか。お役所にお任せしてしまうということでないところが、かえって透明性があるということでしょうか。

亀山委員 もう一つだけ。最後の「広域開発計画の特例」のところ、2行目に「都民意見等を聴きながら検討を進めるシステムを有する場合がある」、これは計画を策定するときに都民意見を聴きながらつくるようなシステムがあると。そういう場合には、「都民等を利便性を考慮し、環境配慮書の周知の外、本制度の都民意見聴取等に関する手続の一部を実施主体が行う方法を選択できることとする手続の特例を設けることが適切である」というのは、要は、都民意見を聴きながらやっているから、新たに都民意見を聴かなくてもいいというようにもとれるし、そうでないようにもとれるような、これは意味のとり方がやや難しいですけども……。私、第2分科会の委員でありながら、ちょっと欠席したものですから、このところに参加しておりませんで申しわけございません。

磯部第2分科会座長 「参考」の図を見ていただいたらよろしいかと思うのですが。

小島課長 「参考」として縦長の資料「手続フロー」を付けさせていただいております。ちょうど下の右側の部分のことを特例として設けたらどうかというところでございます。環境配慮書については、環境局に提出して、審査会で審査をしていただく。それに基づいて、一番下の方で答申をいただいて、環境局長の審査意見書を通知・公表する。基本的にこのラインは変わりません。ただ、左側の方で困ってございます、上の方で「実施主体……」と網がかかっております部分のことですが、ここで、実際に環境配慮書の公表であるとか、あるいは内容の周知、それから、これに対する都民の皆さんの意見であるとか、関係区市長の意見につきましては、実施主体の方が直接聴ける

ようにしたらどうかということで、いろいろな形で出された意見については、その内容を環境局の方に送付してもらおう。それで、その内容を審査会の審査なりに生かしていただくというような形でございます。

それで、実施主体の方での環境配慮書の公表と意見などにつきましては、これと併せて、計画そのものについての周知も図る。これと並行して環境についての情報も提供し、計画についての意見をもらうのと同時に、環境についての意見も併せてもらってしまいましょうと、こういう大きくと云うとこういう仕組みでございまして、計画の内容と同時に、環境についての意見も併せ聴こうということで、どちらの密度が薄くなるか濃くなるということではなくて、手続的には、こういう形でやらないと、完全に同じようなこととか、内容は若干違いますが、別々に聴くというの形になりますので、これは利便性ということも考えても余り望ましくないのではないかとということで、一緒にできる仕組みを選択できるようにするというふうにしたらどうかということでございます。

亀山委員 その場合に、計画の策定に関して都民意見を聴きながら行っていく場合に出されるような意見、あるいは意見を出そうとする都民と、環境に対して意見を出そうとする都民との意識が違うかもしれないから、同一の場で行われるようなものであるというような想定はしにくいかと思うのですけれども、そういう点では、都民意見を聴きながら計画をつくるような場合にはこうするという表現にしておく、そこがごっちゃになるような感じがするんです。少し書き分けて置いた方がいいのではないかと思うのですけれども。

永井委員 今、事務局のご説明だと、実施主体というのは、要するに道路をつくる局ですよ。

小島課長 そうです。

永井委員 そうすると、それがやるということは、都民の意見を計画についても聴くということだとすると、環境の審査会の方にフィードバックすると同時に、計画についてもフィードバックするということですね。

小島課長 そうですね。

永井委員 それは、きちんと書いた方がいいんじゃないですか。

小島課長 この中では、計画が形成される可能性があるということで、3枚目の(3)の下のなお書きですけれども、「なお、この場合には・・・計画そのものが形成されていく可能性があることを考慮し、必ずしも複数案の立案を必要としないものとする」というような形で、ここにあるように、計画そのものについて意見を聴くということが、最近のいろいろな計画においては、報告を出して、それに対して都民の皆さんの意見を聴いて、それをまた計画に反映していこうという仕組みがかなりでき上がってきていますので、そういった仕組みを活用して環境配慮についても行っていこうと。基本的にはそういう考え方で、環境についての意見、それから計画についての意見、両方とも計画者が聴いて、それを計画に反映させることができるのではないかと。ただ、一緒にしてしまうといけない部分もあるかと思しますので、環境についての情報については環境局サイド、審査会サイドの方にきちんと情報が流れるように、それは確保しなければいけないということで、詳細についてはまたいろいろな決めをしなければいけないと思いますけれども、大筋の流れではそういう形で規程を特例として設けたらどうかという内容です。

松田委員 ちょっと伺いますけれども、「制度の適用について」の(1)「制度を適用する時期」ですが、「基本的事項が定まり、ある程度の客観的・定量的な予測評価が可能な段階とすることが適切である」。この「ある程度」というのがどの程度というのが、制度の適用と適用免除のところがわからないんです。もう少し具体的な表現をしていただけないか。ちょっと説明していただければと思います。

小島課長 「ある程度の」というのは、確かにこういう規程の中では曖昧な規程かもしれませんが、ここまでというふうにしてしまうと、それは厳密には予測評価できないので、この制度にまだのせられませんかという話になってしまう可能性があると思います。これは、そこまで厳密なものでもなく、例えば比較評価ができるレベルであるとか、全体としてこうではないかというようなことが把握できれば、その段階で、できるだけ前の段階でやった方が取り組みがいろいろな形で

できますので、そのところは表現が曖昧かもしれませんが、「ある程度の」という言葉でできるだけ前の方に引いていきたいなど。ただ、全くの考え方だけで、これは環境影響予測評価の仕組みですから、実際の予測評価というものが伴わなければ比較のしようもないという形になるかと思うので、それは、また「ある程度」となってしまいますけれども、一定の確率といえますか、そんな形で予測評価ができるという形で考えております。

松田委員 基本的な事項は定まっているということですね。ここの表現だと、「基本的な事項が定まり」と。だから、基本的な事項は定まっているということですね。

小島課長 説明が足りなかったかもしれませんが、基本的な事項というのは、例えば対象の面積であるとか、それから土地利用の大体の計画であるとか、あるいは大体の人口の規模とか、そういったものがある程度定まらないと予測そのものではないでしょうから、そういったような基本的な事項が定まった、その条件である程度の環境影響の予測評価ができるというような考え方で、厳密な予測評価にはつながらないかもしれないけれども、一定程度の予測評価ができる。こういった段階で、できるだけ早い段階で制度の適用が図られることが望ましいであろう。そういう趣旨です。

松田委員 「ある程度」というのが拡大解釈ができてしまうわけですね。

小島課長 それは、拡大解釈していただければ、より前という形になるので、それは制度としてはある意味ではいいのかもしれませんが、それだと余りに曖昧だということで、制度に乗せるのはどうか。これは、実例を積む中でまた定まってくる部分もあるのかなと思いますが、考え方は一応そんなことで事務局では考えています。

磯部第2分科会座長 「ある程度」という表現の理解ですが、恣意的な判断を許すという趣旨では全然なくて、かえって客観的な数値で書いたりすると、「では、そこには至っていないからまだいいんですね」とみたいな話で、これは合理的ではない。だから、いわば社会通念上、あるいは行政経験的に相場がだんだんできてきて、それはやってもらわなければ困ると、そういう判断だけして、恣意的な判断ではなくて、合理的な判断を可能にするための文言のつもりです。だから、「ある程度の」ということですが、それを日本語として「ある程度の」と表現してしまっているということなので、再度考えてみますが、決して曖昧さを残したというつもりではないんです。

清水会長 難しいところですね。だけど、ほかに何かいい表現があればご提案いただければと思うのですが、はっきりさせていくと、むしろスタートする時点が遅くなる方向になるんですね、ここの話は。漠としている段階からということだと、早くスタートしろということになるから、制度の趣旨からすればいいけれども、余り漠としたときにやっても何をやったのかということになるから、ここは難しいところですね。

磯部第2分科会座長 最終答申までに表現をもう一度考えます。

清水会長 そうですね。

それでは、一応形の上では、今日、この答申を局長さんに渡したことにして、あと、最初に話がありました内部手続として予算要求等の出会いがあるということのようですね。それで、内容的には、最終答申までの間で、今日、ここで出たご意見、あるいはこれから出るご意見も含めて、検討の余地は十分あると思います。ですから、今、ご発言のお手が挙がっているわけですが、とりあえず、ここで今日のこの文書は、そういうような条件付きで一応お出しするということがいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

清水会長 では、そういうふうにさせていただきますと、その後、また引き続きご審議いただきたいと思います。それでは、環境局長、どうぞ。

(「意見」の手交)

赤星局長 ただいま会長から、「総合環境アセスメント制度の基本的考え方」についての試行審査会のご意見をいただきました。若干の条件付きということでございますけれども、精力的なご審議のもとに、短時間のうちにおまとめいただき、委員の皆様には大変なご苦勞をおかけいたしました。また、並み並みならぬ協力を賜りまして本当にありがとうございます。改めて感謝申し上げる次第でございます。

私ども環境局といたしましては、ただいまいただきましたご意見を十分に踏まえまして、引き続き本制度の実施のための必要な検討を早期に事務的にも詰めてまいりたいと考えております。また、清水会長はじめ委員の皆様方には、引き続き残された検討事項についてご審議いただくことになると思います。時間的にも厳しい日程でお願いしているところでございますが、ぜひ精力的なご審議をいただき、総合環境アセスメント制度をよりよいものにしていくよう、今後ともご協力を賜わるようお願い申し上げまして、私の御礼のご挨拶とさせていただきます。本日は大変ありがとうございます。

清水会長 どうもありがとうございます。それでは、どうぞ局長さんはお引き取りいただいて結構です。審査会としては、引き続き審査を継続したいと思います。

(赤星局長退室)

清水会長 では、柏木委員、どうぞ。

柏木委員 この制度自体は、基本計画の立案があってから、この制度の複数の代替案を出して、それに対する環境評価を考えるという筋道になっていますから、今日お出しいただいた意見には直接は関係ありませんので、今、私、問題ないと思ったのですが、ただ、今までの審議の過程をずっと考えてまいりますと、なぜ計画の立案がなされたのかという、東京都の中のランドデザインがあって、その中で短期・中期・長期という計画が立てられると思うのですが、今、対象となる計画立案というのは、東京都の中のどの位置に、どういう位置づけをされるかという、その流れがはっきりしていないと、立案自体が、「いや、こんなことやる必要ないじゃないか」と。この制度をやったとしても、立案の前の段階にまた戻ると、いつまでたってもこの計画自体の妥当性が認知されない限り、制度自体の実効性というのは薄まっていくような気がしまして、この制度をスムーズに遂行、履行するためには、やはり基本計画の立案に至るまでの東京都のランドデザインをきちんと出して、この基本計画は東京都の中でこういう位置づけがなされて、これを短期に解決することによって全域に及ぼす影響が非常に大きいんだというような理論武装をきちんとしておかないと、そういう意見がたしか出たような気がしておりまして、リコメンデーションが、今後のこの制度の円滑な運営のためには、そういうプロセスをきちんと明示しながら進めていく必要が非常に重要だということは、一つ重要なポイントではないかと思って発言いたしました。以上です。

磯部第2分科会座長 まさに、おっしゃるようなご意見は分科会でも大分議論をしたところです。先ほど申し上げたことですが、この文章でいうならば、2ページ目の第2の1の(1)のところですね。「マスタープラン等のより上位の計画や・・・」という表現になっておりますけれども、今おっしゃったランドデザイン、これもいろいろなタイプの、いろいろな計画があるわけですが、将来的に東京都の中で環境局が筆頭の総合的な権限を集中した、独裁的な権力を持った局になっていけば、そういうことも可能なのかもしれないけれども、とにかく現状で総合アセスメント制度をきちんとやっていくためには、今おっしゃったことにはちょっとまだ距離があるなというのが直観的な実感です。ということで、着実な定着、実施という観点からすると、そのところはまだ将来の課題かなということに終わっているわけです。問題は、多くのメンバーは問題認識としては共有しているところですが、

柏木委員 道路などは、この間そういう発言をしましたら、東京都の中で幾つかつながっていないところが明示されていますね。ですから、あと飛行場の問題とか、最終処分場の問題とか、やはり計

画されているものは全域として示されるべきであって、パーシャルに示されても総合的な判断が難しくなります。もちろん、この文章に関しては、実効を上げるためには、立案された後の制度ですからこれには異論はないんです。ただ、もっとより円滑にこれを進めるためには、まずランドデザインがあって、その中の位置づけがこれであって、短期でやるべき内容の幾つかのポイントの中の一つに入っている、よって、この計画の立案ができましたと。それからこの制度に入っていくようにすれば、そこの前の段階の議論まで余り戻ることがないんじゃないかと思ったんです。ですから、この記述に関しては構わないのですが、より円滑な運営に対する検討事項としては、ほかのディビジョンにより上位のというか、東京都全域の広域での都市計画を含めた公共的なプランニングが示されて、短期・中期・長期がきちんと明示されるべきだと私は思ったものですから。この記述に関して何らコメントしているわけではありませんので。

磯部第2分科会座長 その点については、そういう政策課題は、恐らく環境局の持っている諸制度の中では、総合アセスメント制度よりもさらに基本的、さらに上位の・・・。

柏木委員 都市計画局かもしれませんね。

磯部第2分科会座長 環境としては環境基本計画というものがあり、かつ東京都全体の中に環境会議といたしましたが、各局の局長レベルの横断的な会議があるわけなので、そういうところであらゆる都市計画事業をはじめ、道路事業すべてにわたる横断的な、かつ基本的な環境配慮というものをこの制度として要求していく。これは知事の責任ということになりますけれども、そういうレベルの話かなと思うのです。

柏木委員 そうですね。ある意味ではそういうふうになると思います。

町部長 今、柏木先生のおっしゃっている話というのは、我々も究極的なアプローチとしては、そういう方向は意識しながらやらなければいけないだろうというふうに思っていますが、現実的には、なかなかそこへ追いついていけないというところがあります。ちょっと視点が違うかもしれませんが、一つには、環境配慮書をつくる段階の書き方の段階から、全体の位置づけというものを明確に出して書いていくというような処理の中でも、若干にしるご理解いただける部分も出てくるのかなというふうに思いますので、環境配慮書の作成の中でも工夫を重ねていきたいというふうに思います。

永井委員 今、私たちに課せられた仕事の範囲をちょっと超えるわけですがけれども、この審査会の要望として、本来、環境総合アセスというのは、実施主体の都市計画決定するその前の段階で、ここに通すのがいいのか、ここに通すのがいいのか、A案、B案、C案があるだろうと思うのです。その段階で本当はアセスをして、その計画に反映できるようになれば一番理想的ですよ。今現在の制度の中ではそれはできないわけですがけれども、そうあるべきだということが一つ。

それから、今ある道路などに関しては、戦前から線を引いたものですよ。それを、これだけ世の中がすべて変わってきたときに、やはり一度見直すべきではないかという要望みたいなものを書くことはできないかなと思うのです。それは、すごく行政コストがかかってしまうと思うんです。戦前に引かれた、本当に商店街で活性化している真ん中に実際に引かれて、それを今からやりますみたいなことがあって、住民も全部反対というのが最近多いように感じます。例えば、卑近な例ですが、下北沢の非常に特色のある道路のところに依然として大きな4車線道路を引くというふうな話があって、それは建物の規制とか何とか、いろいろあるというのは今の例と全く同じですがけれども、それは誰ひとり賛成する人がいないような状態で、説明会場にあふれんばかりの人が来ているというような状態が見られるわけですね。それは区道だと思えますけれども。だから、この50年の間にいろいろなことが本当に変わったと思うのです。ぜひその辺は一度新しい視点で実施主体が見直していただくぐらいのことを書けば、総合アセスの仕事もそんなに多くならないのではないかなというふうに思います。

町部長 まず、冒頭の件でございますけれども、この制度自体は、永井委員がおっしゃったように、いろいろなルートを検討する段階から適用していこうというのがまずは基本的な考え方ござ

います。ところが、案件によっては、なかなかそういう柔軟性が持てない案件も現実にはある。そういう中で、放射5号線の試行というような形で理想的な総合アセスの対象案件ではないような形だと。答申の中でもそういうご意見をいただいたわけですが、基本的には、おっしゃるとおり、複数の柔軟性を持った案の段階から適用していこうというふうに考えているものでございますので、初めからあきらめているということは決してありませんので、ご理解いただきたいと思います。

それから、もう何十年もたっている都市計画の見直しという点については、試行の過程の中でも、実施主体から意見を聴くような会でもたしか発言があったと思いますけれども、その段階、段階で必要な見直しはしてきているというのが計画者側の見解になっておりまして、そういう見直しはしているわけですが、都民サイドからすると、必ずしも十分な見直しをしていないのではないかとというご意見になるかと思えます。いろいろな要素が、例えば大深度地下が使えるようになってきているかというような点も大きな変革をしてきておりますので、そういう中で、可能な見直しについては引き続きやっていこうと思えます。そういうご意見があったということについては十分伝えていきたいと思えます。

清水会長 今のことで一つ伺いたいのは、東京都が行う計画ということだから、道路については、国道はまず関係ないんですね。

町部長 はい。

清水会長 では、区道はどうなんですか。

町部長 区道も同じです。

清水会長 区道は、そう長いものはない感じにはなるけれども、その点のこういう問題意識というものはどこかがやっているのですか。区がやるんですか。東京都というお立場で、区のそういう環境保全とか、環境と開発との関係のようなものについて、東京都の行政で全然所管していないというふうには思えないけれども、そこはどういうものですか。区は独立行政主体ですか。

磯部第2分科会座長 大分変わりましたね。かつての都と特別区の関係は克服されて、基本的に独立の自治体で・・・。

清水会長 区道というものが東京都の中にどの程度あるか。簡単に考えれば、大きくないものは大体みんな区道なんですね。

磯部第2分科会座長 そうですね。

清水会長 そうすると、都道のところで環境保全でいいものをとか、望ましい東京都ということを経験的には思って追求していても、現実的には少々問題があるということでしょうか。

町部長 条例アセスメントの段階では、その設置主体についての制約を設けているわけではなくて、幅員と道路延長でやっておりますので、これについては、一定の要件を満たせば、設置主体がどこであろうと条例アセスメントはかかるわけです。今回は、その前段階で総合アセスメントをやっているという形になっているわけですがけれども。

清水会長 条例による事業アセスは、都の計画であれ、区の計画であれ、東京都民というか、事業体であれば全部適用下にあるわけですね。

町部長 そういうことです。一定の規模要件が決まっていますけれども。

清水会長 どういう考えかなど。こっちもどうしてそうならないのですか。理論的には、これもそうなり得るのでしょうか。

町部長 最終的には、このペーパーの中でも、対象事業規模の拡大については引き続き検討すべし、というご意見をいただいておりますので、引き続きの課題という認識をしております。

清水会長 さっきマスタープランとか、民間事業者の計画もというようなことで、最終的にはそういうものを含めたようなものに仕上げるという視点は書いてあったけれども、今出てきた問題は、区のものでもっと中に入った小さい方ですね。しかし、今、事業の条例の方で何うと、そういうものは全部一律に東京都の事業だから入ってくる。今度、もしこれを条例でやれば入ってしまうんですね。しかし、そのときはまた抜くということを考えざるを得ないかもしれない。とりあえず、今、

条例化というところまでは議論していないでしょう。本格実施といっても、条例の権威で実施しようという方向にはないですね。そこはどういうことなのか、私もよくわからないんです。

磯部第2分科会座長 総合アセスも条例化して、都条例として、相手が区であろうが、民間であろうが、国であろうが、効力を及ぼすという内容を目指すのは魅力ある考え方ですが、恐らく条例制定権の限界とか、区の自治権の問題とか、国は国でいろいろなことを言うでしょうし、さらに民間に対する拘束力では、条例アセスに比べれば、より抽象度の高い段階でかなりの義務を課すわけですから、裁判ざたになったりしますと、直ちにこれは今後いろいろな難しい法律の問題が生ずるだろうと思います。

雲野委員 今のお話に関連しまして、そうしますと、今の総合アセスで「計画の種類及び規模」という別表がございますね。これを見ていて、今のお話で、「ああ、そうか」とちょっと疑問に思ったのでお聞きしたいのですが、計画の種類というところで、いわゆる都市基盤整備とか、運輸基盤、道路、あるいは港、空港、それから下の方で住宅団地、卸売市場、最終処分場と、全部ものをつくる一定の規模を対象にするというのはわかるのですが、市街地開発事業というところで、土地区画整理、あるいは市街地再開発事業というところが、この同系列ではちょっと違和感があるなど。というのは、今のお話で気がついたのですが、土地区画整理というのは、大体、区長が区画整理委員というのを何人が任命しまして、その区で独自に、ここに公園をつくらうとか、ここは細くて曲がりくねっているから、ここは広げて真っすぐにしようとか、そういう計画をするのですが、例えば市街地にしても、農地転用の場合は農地委員会というものが別途あって、そこで検討する。そういう事業にも総合アセスは規模以上のものがあれば関わっていいのか。あるいは、今の区の自治権といいますか、裁量権の範囲に任せておくのか。その辺が、同列でズラッと並べるには、区画整理と市街地化地域の問題はちょっと違和感があるなどというふうに思うのですが、これはどんなものでしょうか。

大坪副参事 お答えいたします。この表の前に考え方を述べているのですが、前提は、都が策定する計画であって都が実施する事業で、具体的にはこの表の事業です、あるいは計画ですと、こういう規定の仕方です。今ご質問の件ですが、当然、土地区画整理事業なり市街地再開発事業も、都の事業とか都の計画を対象にしているというところは間違いございません。では、現実にこういうのがあるのかどうかということですが、例えば区画整理事業ですと、汐留の地区は東京都が事業主体となって区画整理事業をやっています。また、臨海の部分も、豊洲の島とか、晴海の島も区画整理の区域に入っていますし、ちょっと規模は小さくなるのですが、今、秋葉原の駅に空地が東西にあるのですけれども、あそこも区画整理事業を都施行としてやっています。規模がこの要件までには達してきておりません。同じように、市街地再開発事業も都の事業としてやっているものがございます。一定の大きさの規模以上のものについては、総合アセスメントの対象にしていきましようということでございます。

当然ながら、これは今までも説明してきたと思うのですが、この後に引き続いて総合アセスをやったら条例アセスをやっていただきますということですから、これらの事業も当然、今までは一定の規模以上のものと、条例アセスをかけて対応してきているというふうにご理解を願いたいと思います。

亀山委員 私、第2分科会の委員ですので余り意見を申し上げるのはいけないかと思うのですが、どうしても「東京都が策定する計画」のところで少々言いたいのですが、というのは、地方分権がかなり進む中で、いろいろな枠組みが変わってくる可能性があるということがあるだろうと思うのです。今の区道の問題もそうですけれども、それから国道の問題も多分そういうことがあるかもしれないので、余りこのところで都が策定して、かつ実施する計画というふうな前提を付け過ぎてしまうと、すぐ対象とする部分が減ってしまう可能性があるのではないかと思うのです。

例えば、高速国道は確かに都市計画決定は都がするけれども、事業の実施主体は国がやったり公団がやったりするというふうになっていくと、対象の範囲が大分狭まっていってしまうので、むしろ都

が策定する計画であれば、例えば事業は実施しなくても、それは都としては計画に対して責任を持つんだという考え方もあるだろうと思いますし、余りここのところを限定的に書き込んでしまわなくて、むしろ対象とする計画はかなり幅広く書いておいて、当対象とするのは都が策定する計画であるというような言い方が、この答申としてはよろしいのではないかというふうに思うのです。後で徐々に拡大していくというのではなくて、基本的にはいろいろな計画を対象にしてやりたい。ただ、同じことかもしれませんが、当面は都の計画に限定して実施するというような姿勢があった方がいいのではないかと考えておいて、ここのところが、余りにも限定し過ぎると対象が非常に少なくなってしまうのではないかとということがちょっと危惧されるのですけれども。

町部長 ここに書いてありますように、これはあくまで当面という形で記載がございまして、先行きの展開は拡大方向にいくだろうというふうに考えております。ただ、今現状で過去の条例アセスメントでやってきたもので、この総合アセスの制度に乗ってくるものがどれくらい出てくるかなというふうに拾い出しますと、今までのペースでいきますと、年間三、四件は上がってくるという感じでございまして、それなりの規模の件数は上がってくるのではなからうかというふうに考えております。

磯部第2分科会座長 基本的な制度イメージですが、亀山先生は、本来、こういうのは法律制度として一般にあって、ありとあらゆる事業に対して早い段階での代替案を含めた総合アセスというのがあるべきだと。これは、本当は国の法律の課題だろうと思います。それに対して、ここでやっているのは、結局、東京都という行政主体の一つの自己拘束なんですよ。自らが責任を持ってやれることに関して、自ら責任を持ってルール化していく。だから、そこに限界があるとおっしゃればそのとおりですけれども、それを一歩出るといのは法理論的にはものすごく大変なことで、そのことによって中身が薄まってしまう。それぐらいなら、自己拘束をきちんとするというのが今の段階で一番フィットしているのではないかとということです。

永井委員 ただ、先ほどおっしゃったように、この部分は文章をちょっと変えた方がいいと思います。「制度の本格実施に当たっては、本制度の確実な定着及び責任ある実施を図るために、当面、対象となる計画については試行の段階と同様の計画を対象とすることが適当である」と考える。しかし、マスタープランなどの、より上位の対象を拡大すべきだとの考え方もあるから、今後拡大を図ることを検討する必要がある」という方が素直ですよ。ここは、一回肯定して否定して、また肯定していますよね。

清水会長 文章はそうなっていますね。

町部長 考えとしては変わらないというか、よりわかりやすく、強調の度合いを変えてというお話だろうと思いますので、最終段階では、秋ごろにまた最終のご報告をいただくようお願いしたいと思いますので、その段階で、そういう点も含めて再度整理をいただければありがたいと思います。

磯部第2分科会座長 最終段階で、格好よく「これをやるぞ」と書けそうならば、もう少し威勢よく書きたいんですけども。

永井委員 わかりました。

清水会長 それでは、それは頭の中に残しておいてということになりますか。言い回しが難しいですね。

いろいろご議論があったわけですが、ほかにはいかがでしょうか。

花房委員 対象計画の規模については大体わかるのですが、例えば、特に環境に配慮しなければならない地域とか、そういう地域特性という話になってくるのかもしれないんですけども、そういうことについては、3ページのイの適用免除の話のところ、環境面に関する専門的判断を適正に行うため、審査会の意見を聴くことが適切と考えるとか、そういったことで対象計画についても特別に配慮するということがあるのでしょうか。規模ということで切るのではなく、特別に環境に配慮しなければならないところに計画が起きた場合ということですけども。

小島課長 今のところで、「審査会の意見を聴くことが適切である」という部分ですが、ここの部分というのはどういう場合かという、今、具体的におっしゃっているのは、第2種計画の適用をするのかどうかという、まずそのところの判断で、専門家である審査会の意見を聴くということですが、これは事業実施主体の計画者の方が、ここでこういう複数の案ができますよということであれば、これは最初から制度の適用の対象になるわけですけれども、この総合アセスが想定するような実質的な趣旨に沿った形の複数案がなかなか難しいというような形で出てきたときに、これはこれから詳細にわたって決めなければいけない事項だとは思いますが、例えば、その対象の区域にいろいろな動植物的な特徴を有する種がいるとか、あるいは生態系として何か特徴があるとか、あるいは史跡とか文化財があったりするとか、そういった場合に、そういうことを配慮した計画として複数の案を立てたのかどうか。こういう視点についてはどういうふう処理したんですかというようなことで、もし複数案を検討するに当たって仮にそういう配慮がされていなくて複数の案ができないということであれば、そういった点を指摘して、こういう観点から複数の案を考えてみることはできませんかというような、そういう判断といいますか、専門的な意見がここで出されて、場合によっては、そういう観点からさらに複数の案ができるかなというようなところに導かれていくようなこともあるかと思えます。

ただ、この仕組みでは、計画をつくるのは計画者というふうになっていますので、強制できるものではないのではないかとはいっていますが、そういう意味で、複数の案が仮にできないという場合でも、専門的な観点からはどうかというような指摘をすることによって新たな対応が生まれてくることがあるかというようなことでございます。

花房委員 ということは、対象規模ではなかったとしても、そういうことをこちらの方から上げていくことはできるということですか。

小島課長 今、私が説明したのは、基本的には対象規模のものであってということですので、おっしゃっている意味が対象規模に満たないものであった場合であるとするならば、基本的にはそういった形では今のこれでは上がってこないということです。例えば、非常に規模の小さいものが何か特徴があるからこれに上ってくるかという、残念ながらというか、この制度では今の時点ではそれは上がってこないということでございます。そのあたりは、条例アセスの対象の規模を前提にといいますか、その後に条例アセスメントがつながってくるというのが制度の基本的なスタンスになっているので、それに満たないものであれば上がってこないというのがこの制度の設計要素になっているということです。

花房委員 そうですね。でも、かなり貴重なものがあって、それが都民に知られているときに、そこが対象になってしまうということはまず考えられないのかもしれないですけども、計画としてそういうことがもしあったときに、社会的な影響というのはすごくあるのではないかと思います。例えば、ピンポイントな開発であったとしても、そのことについてはすごく環境に配慮すべきであるし、そのことは東京都としては大事なことではないかというふうに都民が考えたときに、総合アセスメント制度としては規模の対象外であるからこれは審査にかけられないということになった時に、ということを懸念しますが、そのところも、もし何か盛り込むことができるのであるならば、それも意味でそういったケースが上がってきた場合に対処できるのかなと思うのですけれども。

清水会長 なかなか重要なご指摘ですけれども、実際にどういうふう受けとめられるか。今日はおいでになっていないけれども、柳委員は、規模だけでは律し切れない、影響の大きさとか深刻さという観点についてちょっと言っておられましたけれども、例えば、この間、玉川上水を埋めるとは言っていないけれども、玉川上水のところが問題になりましたね。今度の場合でも、あそこは規模は第2種計画みたいなものですね。

小島課長 そうです。第2種です。

清水会長 第2種の方ですね。それで、判定になるときの本制度の趣旨に合致した複数案の立案

の可能性の有無を基準とすると書いてある。ここがまた読み方によって広くもなるかもしれないし、ならないかもしれないけれども、本制度の趣旨というのは、環境保全上、早い段階で複数案を検討するところから本制度は動き出しているわけだけでも、今、花房委員の言った重要なものが何かそこにあるというものは対象として拾えないということになるわけですね。この文章では規模を中心に書いています。

町部長 今のお話については、この総合環境アセスメント制度の対象にするという形の予定はこの段階ではされておりません。では、具体的にどういう形にする必要があるのかということになるのかというふうに思うのですけれども、そういう貴重なものがその近くにあるということになれば、あるものをつくっていきこうというときに、いずれにしても、住民の方とのいろいろな協議という問題が出てきよいかと思うのです。そういう場合に、実施主体側で十分環境配慮をしていただくように、われわれも相談があれば十分相談にのって援助していくといいますが、そういう形で対応させていただくようになるのではないかとこのように考えます。制度としてこれにのせていくということについては難しいと思います。

花房委員 判定段階のときに環境局としてアドバイスするという形ですね。

清水会長 ほかにはいかがでしょうか。中井委員は何か……。

中井委員 私は第2分科会の副座長なので、基本的にこれに対する意見というよりは、今まで皆さんの出された意見に少し対応というか、私なりの考えを少し述べさせていただきますと、一つは、柏木委員の言われたマスタープラン系の、あるいはランドデザインみたいな話は、当然、この制度がもともと本来の趣旨とする範囲なので、ぜひというふうにはほとんどの委員の先生方がそう考えられておられると思いますけれども、現実上、当面といいますが、この段階でそこまで難しいというふうには少なくとも私が判断している理由の一つは、やはりマスタープランを環境という点からアセスメントする技法がまだ非常に熟していない。諸外国でいろいろやられているものももちろんあるのですけれども、その場合は、相手にしているマスタープランというのは、法定の中身がわりあいときちり、どの場合でもこういうものが出てくるというようなものが大体想定になっていると思うわけです。日本は、マスタープラン制度そのものが、その意味ではまだ非常に遅れていて、出てくるマスタープランは基本的にそれぞれの部局が任意につくっているものが多くて、要は、相手にするものの正体が見える状況になかなかまだないということが一つ。もう一つ、あえて言わせてもらうと、そういうことですから、ランドデザインがあって、マスタープランがあって、基本計画があって、個別計画になっているという、そういう計画の教科書に書いてあるような体系に多分、東京都の方がまだ成り切っていないのではないかとこのように思うのです。その中で、できるだけ上位の計画から押さえていくという趣旨そのものは私は全く同意ですけれども、現状で上のものだけを取り出してつかまえるのはちょっと難しいかなと。もちろん、配慮書の中でいろいろな必要性等を述べていただくというのが今の段階ではきちりしたやり方になるのではないかと思います。その意味では、マスタープラン体系そのものをぜひ東京都の中で整理された方がいいかなというのが私の個人的な意見です。

もう一つは、先ほどの非常に小さいものをどうされるのか。第2種については、本格施行されたときの審査会が関わることになりまますので、かなりクリティカルな問題があるときには、第2種については問題なくこれにのってくるようには思っております。ただ、第2種にもものらないような小さな規模のものを審査会がつかまえられるかどうかということについては、現状ではなかなか難しいかなと。といいますのは、一つは、では総合アセスでやって、なぜ条例アセスはやらないんだという話があるので、私は、もしそれを引っかけるのであれば、条例アセスの方も同時に見ていかないと、何でもかんでも総合アセスではなくて、総合アセスをやって条例アセスをやるという体系の中で恐らく考えていくべきだと思います。

とはいっても、非常に環境にクリティカルな小さなものが出てきたときにどうすればいいでしょうかということに対しては、今のところ、私の回答としては、先ほどのマスタープランの話ではないですけれども、それぞれのところで作られているマスタープランの段階できちり判断していただく

と同時に、日本の場合には、マスタープランというのはいわゆる総合性がなくて、個別計画の上位計画というようなレベルにとまわっていて、それぞれ、例えば道路であれば道路法とか、下水道であれば下水道法という個別の法律体系の中ですべてが動いているので、逆に言うと、個別の法律体系の中でそれぞれ決定のしるべきというところがあるわけですね。例えば、2種に乗らない道路事業でも、都市計画道路である限りは都市計画の道路決定というのをしないといけないというぐあいになっていますので、その中で、そういう環境に対してクリティカルな影響を持つものについてはチェックをしていただくといいと思います。当面はそれが考えられるところかなというふうに思っております。以上です。

清水会長 ありがとうございます。大崎副会長、何かございますか。

大崎副会長 今、中井委員のおっしゃられたランドデザイン、マスタープランの話ですけれども、それぞれの部局でそれなりにそういったものについていろいろやっている。これは、やはり時代によって少しずつ変わってきていることも確かだと思うのです。ですから、それが今どういうふうになっているのか。東京の道路計画は明治以来ですから、昭和2年に環六、環七、環八という路線の決定をし、そういったことでずっと引き続いて、戦争に負けて幅員が非常に狭まった。それから、都市計画は、形態的、要するにデザイン的な道路ネットワークから、需要と供給というものをねらった、要するに需給のバランスというものをねらった計画に改変されて、それで高速道路ができて、立体交差ができた。そういうふうにして非常に能率的な道路計画を目指された。その後、交通公害問題が出てきて、それに対応してどうするかといったことで少しずつ変わってきていることは確かです。また、今聞くと、外郭環状線について地元説明会をやって、地元からの意見も聴いてこれからやっていくんだということで、計画者の方も変わってきているということは確かです。

では、どういうふうになっているかということになると、私も十分把握をしておりませんけれども、そういった中に当然、環境対策というのはそれはそれなりに入ってきているのだらうと思います。ただ、それについては、やはりわれわれ環境サイドとしてもやはり把握をしておく必要がある。それにさらにどういうものをプラスしていけば、そもそも総合アセスでやろうとしていたことに近づくのか。そういったことをねらう立場からも、もう一度、今、それこそ原局でやられていることをおさらいをして、場合によっては皆さんにお話をさせていただくと、よりいいかなという気がします。いろいろ話を伺っていただいて、やはりそういった実態というものが少しずつは変わってきている。もちろん、環境というものを第一に考えて道路をつくるという話にはまだなっていないと思いますけれども、変わってきている事実というのはありますので、そこら辺がどういうふうになっているのか。それをどう変えていけばいいのかということで、当審査会としてどうやっていくことがいいのかという方向性がさらに明確になるとと思いますので、そういう点、ひとつよろしくお願いをしたいというふうに思っています。

清水会長 ほかに何かご発言がございますでしょうか。磯部第二分科会会長、最後に何か特によろしいですか。

磯部第二分科会座長 最終答申までに今日出たご意見をもう一回勉強します。

永井委員 先ほど区道と都道のお話がありましたけれども、東京都が変わってくださると、区はいろいろな意味で変わると思います。今、都が大変注目されておりますので、法律的な拘束力はなくても、そういうことはあると思います。

清水会長 それでは、今日の審査会はこの程度にさせていただきます。

実は、この段階で正式に答申を差し上げるということになる手順ですけれども、先にそれを実行してしまいましたので、この後のお話としては、一つは、私から審査委員の皆様方に長時間にわたってのご審議にお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

それから、事務局の方から、何か今後のことについての話がありましたらどうぞお願いをいたします。

小島課長 それでは、事務局の方から今後のスケジュールですけれども、もう何回か話が出てきて

おりますが、最終答申につきましては、9月の末か10月の初めにいただきたいというふうに考えておりますので、そのために、また第2分科会の方で今後の検討課題について引き続きご検討いただくために具体的なスケジュールをまた加えさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。総会につきましては、また第2分科会の進捗状況を踏まえて設定させていただきたいと考えておりますので、こちらの方につきましてもお願いしたいと思っております。

それと、今の時点で結構でございますが、今後のスケジュール等について把握させていただきたいので、今、お手元に配らせていただいているものにご記入いただいて、後ほど事務局の方にいただければありがたいと思っております。

以上でございます。

清水会長 それでは、この辺で今日の審議は終わりにしたいと思います。長時間にわたってどうもありがとうございました。

傍聴人の方もどうぞご退場ください。

(傍聴人退室)